

# やまなし若者中心市街地活性化協働事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、大学生を主とする若者の柔軟な発想を中心市街地の活性化に生かすとともに、実践活動を通じて、将来の地域づくりを担うリーダーを育成するため、やまなし若者中心市街地活性化協働事業実行委員会（以下、「補助事業者」という。）が実施する中心市街地活性化事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率又は補助額)

第2条 前条に規定する事業並びにこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に添付書類を添えて、別に定める日までに、教育長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 教育長は、補助金交付申請書の内容について適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者へ通知する。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、教育長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、変更（中止、廃止）承認申請書を提出し、教育長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告してその指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第6条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 教育長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知(様式第5号)により補助事業者へ通知する。

(補助金の交付方法)

第8条 教育長は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払い請求書(様式第6号)を教育長に提出しなければならない。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(附則)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 やまなし若者中心市街地活性化コンソーシアム事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、やまなし若者中心市街地活性化コンソーシアム事業費補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

(附則)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正前に補助金の交付の決定が行われた事業については、改正前の要綱を適用する。

(別表)

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
中心市街地 活性化事業	1 報償費（講師謝金等） 2 旅費（講師旅費等） 3 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等） 4 役務費（通信運搬費、保険料等） 5 使用料及び賃借料	10 / 10	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合  2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合